第

2245

묽



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 3月 4日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 居住用財産の3,000万円控除と損益通算

Q:私は青色申告をしている個人事業者です。平成14年は、事業損失100万円と、自宅を売った譲渡所得3,000万円がありました。

自宅の譲渡益については、3,000万円を特別 に控除してくれる特例があるそうですが、所 得税はどのように計算するのですか。

A:自宅を売った譲渡所得と事業損失を通算した後で、3,000万円の特別控除を適用します。

【解説】

あなたの平成14年分の所得税は、次のよう な順序で計算します。

(1)まず、事業所得の赤字△100万円を、譲渡 所得の黒字3,000万円から差し引きます。

このように、所得の違う赤字と黒字を相殺することを損益通算といいますが、この段階で事業所得の赤字は消え、譲渡所得の黒字2,900万円だけが残ることになります。

(2) 次にこの譲渡所得の黒字2,900万円から、 自宅を売った場合に適用がある、3,000万円の 特別控除を差し引きます。

この場合の引ききれない金額 (100万円) は、切り捨てられることになっていますので、これを、翌年に繰り越して翌年の所得から控除することということはできません。

つまり、自宅を売った場合に控除してくれる3,000万円の特別控除は、各所得の損益通算後の所得から控除し、控除しきれなかった金額は切り捨てをするということです。







